

## 吸收分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

マクセル株式会社

2026年1月30日

吸收分割に係る事前開示書面  
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める書面)

京都府乙訓郡大山崎町大山崎小泉1番地  
マクセル株式会社  
代表取締役 取締役社長 中村 啓次

当社は、2026年1月30日付でマクセルフロンティア株式会社との間で締結した吸收分割契約書に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、当社を吸收分割会社、マクセルフロンティア株式会社を吸收分割承継会社として当社の光学・システム事業本部が営む光学レンズユニット事業に関する権利義務を承継させる吸收分割（以下、「本分割」といいます。）を行うことといたしました。

本分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 吸收分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）

別紙1「吸收分割契約書」のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）

本分割に際して対価となる金銭等の交付はありません。マクセルフロンティア株式会社は当社の完全子会社であることから、かかる取扱いは相当であると考えております。

3. 会社法第758条第8号に掲げる事項（会社法施行規則第183条第2号）

該当事項はありません。

4. 吸收分割会社の新株予約権に関する事項（会社法施行規則第183条第3号）

該当事項はありません。

5. 吸收分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第183条第4号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

マクセルフロンティア株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容は、別紙2「吸收分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等」のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容  
該当事項はありません。
- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はありません。

6. 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第5号）

(1) 重要な事業の譲受

当社は、2025年6月16日の取締役会において、株式会社村田製作所及び株式会社東北村田製作所が営むマイクロ一次電池事業の譲受を決議し、株式会社村田製作所との間で対象事業に関する新会社の全株式を譲り受ける株式譲渡契約を締結いたしました。

(2) 自己株式の取得

当社は、2025年11月18日の取締役会において、2025年11月19日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により、当社普通株式6,867,000株（総額14,500,000,000円）を上限として自己株式を取得することを決議し、2025年11月19日に当社普通株式6,292,200株（総額13,232,496,600円）を取得いたしました。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

当社及びマクセルフロンティア株式会社は、本分割の効力発生日以後も資産の額が負債の額を十分に上回る見込みであり、また、収益状況及びキャッシュ・フローの状況等について債務の履行に支障を及ぼす事態は現在のところ予測されておりません。

従って、本分割の効力発生日以後における当社及びマクセルフロンティア株式会社の債務について履行の見込みがあると判断しております。

以上

(別紙1)

吸收分割契約書

# 吸收分割契約書

マクセル株式会社（以下「甲」という。）とマクセルフロンティア株式会社（以下「乙」という。）は、甲の光学・システム事業本部が営む光学レンズユニット事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸收分割に関し、以下のとおり吸收分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第1条（吸收分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸收分割（以下「本分割」という。）により、本事業に関して有する本権利義務（第3条第1項において定義する。以下同じ。）を、効力発生日（第6条において定義する。以下同じ。）に、乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

## 第2条（商号及び住所）

本分割に係る吸收分割会社及び吸收分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

### (1) 吸收分割会社（甲）

商 号：マクセル株式会社

住 所：京都府乙訓郡大山崎町大山崎小泉1番地

### (2) 吸收分割承継会社（乙）

商 号：マクセルフロンティア株式会社

住 所：神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134番地

## 第3条（承継する権利義務）

1. 本分割により乙が甲から承継する資産、債務その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）は、別紙1のとおりとし、別紙1に記載のない権利義務は承継しない。
2. 甲及び乙は、本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、効力発生日後、相互に協力して遅滞なくその手続を行う。
3. 本分割による甲から乙に対する債務の承継については、重疊的債務引受の方法による。ただし、この場合における両者間の最終的な債務及び義務の負担者は乙とし、当該承継される債務及び義務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全部を求償することができる。

## 第4条（分割対価の交付）

乙は、本分割に際して、金銭等の対価の交付を行わない。

## 第5条（乙の資本金及び準備金）

乙は、本分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

## **第6条（効力発生日）**

本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年4月1日とする。

ただし、本分割に係る手続の進行その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、合意の上、効力発生日を変更することができる。

## **第7条（分割承認決議等）**

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、取締役会における本契約の承認、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行う。

## **第8条（競業避止）**

甲は、乙が承継する本事業について、会社法第21条に基づく競業避止義務を負わないものとする。

## **第9条（本分割の効力発生の条件）**

本分割は、次に掲げる事項が全て充足したことを条件として、効力発生日においてその効力を生じる。

- (1) 第7条に定める甲及び乙の取締役会における本契約の承認が得られたこと。
- (2) 効力発生日の前日までに本分割の効力発生後に乙が本事業を実施するために関連法令に基づき必要とされる関係官庁等の承認又は許認可等が得られていること。

## **第10条（善管注意義務）**

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって本事業の遂行及び財産の管理をし、乙の事前の承諾がない限り、本事業に係る財産若しくは権利義務又は本事業若しくは本分割に重大な影響を及ぼす行為を行わない。

## **第11条（費用・公租公課）**

本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために必要な登記、登録、通知、承諾その他の手続に要する登記費用その他一切の各当事者において発生する費用は、甲及び乙が別段の合意する場合を除き、各自の負担とする。

## **第12条（本契約の変更、解除及び終了）**

1. 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本契約に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除することができる。
2. 本契約は、効力発生日（第6条但書の規定に基づき変更された場合には、変更後の効力発生日をいう。）までに第9条各号に掲げる条件が充足しなかった場合には、その効力を失う。

### **第13条（協議事項）**

本契約に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲乙双方記名押印の上、甲が原本を保有する。

2026年1月30日

(甲)

住 所 京都府乙訓郡大山崎町大山崎小泉1番地  
会社名 マクセル株式会社  
代表者 代表取締役 取締役社長 中村 啓次

(乙)

住 所 神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134番地  
会社名 マクセルフロンティア株式会社  
代表者 代表取締役社長 尾藤 智美

## 別紙1 承継権利義務明細書

甲は、2025年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、以下に記載する資産、負債及びその他の権利義務（法令上承継可能なものに限る。）を、効力発生日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。

### 1. 承継する資産及び負債

#### （1）流動資産

本事業に属する売掛金、電子記録債権、未収入金、棚卸資産、前払費用

#### （2）固定資産

##### ①有形固定資産

本事業に属する建物付属設備、構築物、工具器具及び備品等その他一切の有形固定資産

##### ②無形固定資産

知的財産権を除く本事業に属するソフトウェア等その他一切の無形固定資産

#### （3）流動負債

本事業に属する買掛金、未払金、未払費用、偶発債務、簿外債務及び潜在債務（但し、本事業に従事する甲の従業員に係る債務は除く）

### 2. 契約

甲が効力発生日の前日の終了時直前において本事業のみに関して締結している雇用契約を除く契約上の地位及びそれに付随する権利義務（効力発生日の前日までに発生した売掛金債権及び仕入債務を含む。）

### 3. 雇用契約

乙は、甲から、雇用契約及びこれに基づく権利義務を一切承継しない。

### 4. 許認可

甲及び乙が本事業に関連して承継可能であると合意する許認可

以上

(別紙2)

吸收分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等

# 2025年3月期 計算書類

[ 2024年 4月 1日 から  
2025年 3月 31日 まで ]

マクセルフロンティア株式会社  
代表取締役社長 尾藤 智美

**貸借対照表**  
(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,126,304	流動負債	4,537,650
当座資産	4,242,472	電子記録債務	1,562,909
現金及び預金	390,167	買掛金	1,382,547
電子記録債権	367,743	未払諸税金	4,324
売掛金	1,857,444	未払金	775,241
未収入金	160,032	未払費用	606,917
関係会社預け金	1,434,062	前受金	193,683
その他の当座資産	33,023	その他の流動負債	12,028
棚卸資産	3,883,833		
商品・製品	762,270	固定負債	130,791
半製品	11,266	その他の固定負債	130,791
材料	2,194,881		
仕掛品	915,415		
固定資産	5,238,034	負債合計	4,668,441
有形固定資産	4,678,737		
建物	2,329,115	(純資産の部)	
構築物	189,429	株主資本	8,695,898
機械装置	1,224,478	資本金	65,000
車両運搬具	40,972	資本剰余金	1,424,038
工具器具備品	355,827	利益剰余金	7,206,860
土地	260,491	利益準備金	16,250
建設仮勘定	278,424	その他利益剰余金	7,190,610
無形固定資産	105,046	別途積立金	1,000,000
特許権	12,138	繰越利益剰余金	6,190,610
ソフトウエア	88,156		
施設利用権	4,752		
投資その他の資産	454,251		
関係会社株式	34,500		
長期貸付金	2,070		
差入敷金保証金	1,122		
前払年金費用	133,107		
その他の投資等	23,050		
繰延税金資産	260,402		
繰延資産			
		純資産合計	8,695,898
資産合計	13,364,338	負債及び純資産合計	13,364,338

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

- |                   |              |
|-------------------|--------------|
| (1)有形固定資産の減価償却累計額 | 7,999,991 千円 |
| (2)関係会社に対する短期金銭債権 | 1,720,492 千円 |
| (3)関係会社に対する長期金銭債権 | - 千円         |
| (4)関係会社に対する短期金銭債務 | 140,957 千円   |
| (5)関係会社に対する長期金銭債務 | - 千円         |

## 損益計算書

自 2024年 4月 1日  
至 2025年 3月 31日

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	14,869,208
売 上 原 価	12,155,420
売 上 総 利 益	2,713,788
一 般 管 理 費	1,944,784
営 業 利 益	769,004
営 業 外 収 益	
受 取 配 当 金	57,323
材 料 作 業 剰 処 分 益	30,654
補 助 金 収 入	40,709
雜 収 益 他	9,084
	137,770
営 業 外 費 用	
為 替 差 損	16,946
固 定 資 産 圧 縮 損	39,631
出 向 者 人 件 費 差 額	30,991
雜 損 失 他	1,406
經 常 利 益	88,974
	817,800
特 別 利 益	-
特 別 損 失	
固 定 資 産 処 分 損	94,531
雜 損 失 他	3,588
	98,119
税 引 前 当 期 純 利 益	719,681
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	229,072
法 人 税 等 調 整 額	33,230
当 期 純 利 益	457,378

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

- |                       |              |
|-----------------------|--------------|
| (1) 関係会社に対する売上高       | 1,911,006 千円 |
| (2) 関係会社からの仕入高        | 234 千円       |
| (3) 関係会社からの営業取引以外の取引高 | 61,348 千円    |
| (4) 1株当たりの当期利益        | 3,518円30銭    |

## 株主資本等変動計算書

自 2024年 4月 1日  
至 2025年 3月 31日

(単位:千円)

当期 変動額	資本金	株主資本						自己 株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	利益剰余金			合 計					
			利益 準備金	その他利益 剰余金	別途 積立金						
当期期首残高	65,000	1,424,038	16,250	1,000,000	6,671,442	7,687,692	-	9,176,729			
当期 変動額	剩余金の配当				△938,210	△938,210		△938,210			
	当期純利益				457,378	457,378		457,378			
	自己株式の取得						-	-			
	自己株式の消却						-	-			
	合併による増加						-	-			
	会社分割による増加						-	-			
	株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)						-	-			
当期変動額合計	-	-	-	-	△480,832	△480,832	-	△480,832			
当期末残高	65,000	1,424,038	16,250	1,000,000	6,190,610	7,206,860	-	8,695,898			

当期 変動額		評価・換算差額等			合計	純資産 合計
		その他 有価証券 評価 差額金	為替 換算 調整 勘定	退職給付 に係る 調整 累計額		
当期期首残高				-	-	9,176,729
当期 変動額	剩余金の配当				-	△938,210
	当期純利益				-	457,378
	自己株式の取得				-	-
	自己株式の消却				-	-
	合併による増加				-	-
	会社分割による増加				-	-
	株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)				-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△480,832
当期末残高	-	-	-	-	-	8,695,898

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法

#### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・評価基準：原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

・評価方法：商品・製品、半製品、材料・・・総平均法

仕掛品 ・・・ 個別法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産：定額法

#### ② 無形固定資産：定額法

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務年数（8年～15年）による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。

### (4) 収益及び費用の計上

当社の事業は、主にDMS事業、精密事業で構成されており、各事業において主に各製品の製造、販売を行っております。これらの製品の販売については、多くの場合、製品の引渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主として当該製品の引渡し時点で収益を認識しております。

### (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### （リース取引の処理方法）

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理となっております。

## 表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）当年度該当事項はございません。

（損益計算書）

「補助金収入」「固定資産圧縮損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の「補助金収入」「固定資産圧縮損」共に0百万円であります。前事業年度において、区分掲記しておりました「固定資産売却益」は、当事業年度該当が無い為、表示しておりません。なお、前事業年度は、11百万円であります。

「転出一時金」（当事業年度2百万円）は、金額的重要性が乏しいと認められるため、特別損失の「雑損失他」に含めて表示しております。なお、前事業年度は、33百万円であります。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式：130,000株

### (2) 当該事業年度中に行った剩余金の配当に関する事項

2024年6月14日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	配当金の総額 (円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	938,210,000	7,217	2024年 3月31日	2024年 6月15日

### (3) 基準日が当事業年度に属する配当のうち配当の効力発生日が当事業年度末後となるもの

2025年6月16日 開催の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額(円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	利益 剩余金	411,580,000	3,166	2025年 3月31日	2025年 6月17日

以上

# 2025年3月期 事業報告

[ 2024年 4月 1日 から  
2025年 3月 31日 まで ]

マクセルフロンティア株式会社  
代表取締役社長 尾藤 智美

# 事 業 報 告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当会計年度における世界経済は、米国は堅調に推移、欧州や日本国内は緩やかな回復傾向となった一方で中国景気の減速、ロシア・ウクライナ情勢の長期化など依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような中、当社を取り巻く事業環境は、自動車市場においては、自動車メーカーの品質不正問題による減産影響がありました。また半導体製造装置市場は回復基調にあるものの顧客在庫調整による影響があり、前期を大きく下回る実績となりました。

この結果、売上高合計は前期比8.7%の148億69百万円、経常利益は前期比8億54百万円減の8億18百万円、当期純利益は前期比5億85百万円減の4億57百万円となりました。

次に事業分野別の概況を申し上げます。

#### ① DMS事業

半導体製造装置の市場・需要動向は回復基調にあるものの顧客商流在庫の消化が想定より遅延している影響により、前期を下回る状況となりました。

この結果、DMS事業の売上高は前期比7.7%の91億13百万円となりました。

DMS: Design & Manufacturing Service (設計・製造受託サービス)

#### ② 精密事業

日本国内向けにおいては、自動車メーカーの品質不正問題により自動車の減産影響があったものの、海外向けの需要が増加したことに加え、円安が好要因となり、前期比を上回る状況となりました。

この結果、精密事業の売上高は前期比10.7%の56億54百万円となりました。

#### ③ その他（賃貸収入・業務委託費他）

賃貸収入が主な収入であり、当年度の売上高は前期比10.6%の102百万円となりました。

### (2) 対処すべき課題

対処すべき課題は、半導体関連・自動車関連・自社開発製品の更なる事業拡大をめざすための新規高付加価値ビジネスの創出と考えております。精密事業においては、直近では米国関税措置による影響が生じる可能性もありますが、EV車やハイブリッド車の普及による新型車両の装備として、LEDやレーザー技術を用いた高機能化や小型化、耐熱といったヘッドライトの顧客の需要にしっかりと対応することで受注確保をめざすとともに、車載以外の柱事業の事業計画も推進して参ります。

また、DMS事業においては、既存の半導体製造装置の受託生産品に加え、自社開発の画像認識ソリューションでのAIを活用した検査装置やIoT製品で新たな分野への事業展開をめざして参ります。

### (3) 設備投資等の状況

当期に実施した設備投資等の総額は8億60百万円であり、その主なものは次の通りであります。

#### ① 当期中に完成した主要設備

- ・米沢事業所新棟建屋（各種構築物、生産用電気設備等含む）：1億20百万円
- ・DMSはんだ付け装置、印刷機、外観検査装置、接着剤塗布装置他：1億35百万円
- ・DMS面実装汎用マウンタ：94百万円

- ・DMS自動搬送台車、電動回転棚、自社開発製品デモ機他：73百万円
  - ・自動車搭載ヘッドランプ用レンズ治具及び金型：1億59百万円
  - ・金型マシニングセンタ：1億28百万円
  - ・自動車搭載ヘッドランプ用レンズ成形用取出機、溶着装置、ゲートカット設備他：44百万円
  - ・岐阜事業所、米沢事業所光ケーブル老朽化更新、空気圧縮機更新他：1億7百万円
- ② 当期継続中の主要設備の新設・拡充
- ・自動車搭載ヘッドランプ用レンズ治具及び金型：2億62百万円
  - ・自動車搭載ヘッドランプ用レンズ成形用設備他：16百万円
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、減失
- ・山形県企業立地促進補助金に伴う建物、機械装置等圧縮損：40百万円
  - ・米沢事業所旧建屋他除却：28百万円

#### (4) 資金調達の状況

当期中の資金調達は「マクセルブルーリング制度」を活用して調達・運用しております。

#### (5) 主要な借入先（2025年3月31日現在）

当年度該当事項はございません。

#### (6) 財産及び損益の状況の推移

区分	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
売上高 (百万円)	14,777	17,834	17,154	14,869
経常損益 (百万円)	1,092	1,713	1,672	818
当期純損益 (百万円)	674	1,093	1,042	457
1株当たり当期純損益(円)	5,183.87	8,404.56	8,017.46	3,518.30
純資産 (百万円)	7,749	8,572	9,177	8,696
総資産 (百万円)	14,027	15,683	15,567	13,364

(注) 1. 百万円未満は、四捨五入表示しております。

#### (7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

事業区分	主要製品
精密	自動車部品に関する事業
	光学部品並びに光学機器に関する事業
DMS	電気電子機器並びに同部品に関する事業
	コンピュータシステムの設計、開発、販売及びそのコンサルティングに関する事業
	科学機器、健康器具及び理美容品並びに同部品に関する事業
その他	前各号に関連する製品、部品、材料の調達、倉庫管理及び運搬に関する事業 (倉庫業・貨物利用運送事業)
	映像システムの保守及びそのコンサルティングに関する事業
	不動産の賃貸業並びに建物及び建物設備の保守に関する事業
	その他前各号に附帯関連する一切の事業

(8) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本社	神奈川県横浜市保土ヶ谷区
東京営業所	東京都港区
岐阜事業所	岐阜県美濃加茂市
米沢事業所	山形県米沢市
宮城事業所	宮城県亘理郡亘理町

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はマクセル株式会社であり、同社は当社株式130,000株（出資比率100%）を保有しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率 (%)	主要な事業内容	所在地
Maxell Joei Tech (Thailand) Co., Ltd.	1,000 万 タイ バーツ	99.997	自動車部品・光学部品等のプラスチック成形品の輸出入	62 Thaniya Bldg. 7th Floor, Room 701, Silom Rd., Suriyawong, Bangrak, Bangkok 10500 Thailand

(10) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

従業員数(前期末比増減)	平均勤続年数	平均年齢
480 名(5 名減)	19.0 年	44.0 歳

(注) 1. 従業員数は、社員及び受入出向者の人数となります。

シニア社員、嘱託社員、パート社員、出向者及び休職者は含みません。

2. 従業員数の増減は、主として採用、転入及び退職によるものです。

(11) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

(12) 他の会社の事業の譲受け。

(13) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

(14) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

(15) その他株式会社の現況に関する重要な事項

(11)～(15)におきましては、当年度該当事項はございません。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
尾藤 智美	代表取締役	マクセル株式会社執行役員 光学・システム事業本部 事業本部長
梅田 雅彦	常務取締役	
小野 俊明	取締役 (兼) 営業統括本部長	Maxell Joei Tech (Thailand) Co., Ltd. DIRECTOR
鈴木 健二	取締役	
三浦 錠二	取締役 (兼) 精密事業本部長	Maxell Joei Tech (Thailand) Co., Ltd. DIRECTOR
小野寺 信二	取締役	マクセル株式会社理事 光学・システム事業本部 副事業本部長
石山 博之	監査役	マクセル株式会社 経理部担当部長

(注) 1. 2025年3月17日開催の臨時株主総会において、三浦和俊氏が取締役に選任され、  
2025年4月1日就任いたしました。

2. 梅田雅彦氏及び小野俊明氏が2025年3月31日をもって退任いたしました。

## 3. 株式に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 520,000株

(2) 発行済株式の総数 130,000株

(3) 株主数 1名

### (4) 大株主

株主名	所有株式数(株)	出資比率(%)
マクセル株式会社	130,000	100

### (5) その他株式に関する重要な事項

### (6) 新株予約権等に関する事項

(5)～(6)におきましては、当年度該当事項はございません。

## 4. 会社の体制及び方針（2025年3月31日現在）

当社の業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容は次のとおりです。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 監査役が業務監査権限を持ち、各取締役の担当業務の執行状況を確認する。
  - b. 監査役は取締役会に出席し、取締役会の出席及び審議の状況を確認する。
  - c. 法令違反行為の予防のために、取締役通報制度を定めると共に、親会社の内部通報制度を活用する。
  - d. 取締役は就任に当たり、宣誓書を兼ねた就任承諾書を会社に提出する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役会議事録は、10年間保管する。
  - 取締役が職務権限に基づいて決裁した文書等については、情報を適正に記録し、法令及び文書保存規則に基づき、定められた期間保管する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- コンプライアンス、環境、災害、品質、輸出管理等に関するリスクについては、親会社が提示する規則のモデルや対応事項に従い、規則を制定するなどの対応を図る。  
また、不明な点は親会社の担当部署と連絡をとる体制を活用して対処する。
  - 新たに生じたリスクへの対応のために、必要な場合は取締役社長から全社に示達するとともに速やかに対応責任者となる取締役を定める。
  - リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、取締役は速やかに取締役社長に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 業務執行の目標の明確化及び採算の徹底のため、部門毎に目標値を年度予算として策定し、それに基づく業績管理を行う。予算及び実算については、取締役会で審議・報告する。
- ⑤ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 就業規則の周知を図るために管掌取締役が決裁後、就業規則を掲示する。
  - 毎年度策定している社長方針において、法令遵守を繰り返し強調しており、必要に応じて、全従業員に書面で配布して周知徹底する。
- ⑥ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 兼務役員等を通じて、マクセルグループがめざすべき価値の共有を図っている。
  - 当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、マクセルグループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保するために必要な規則を整備する。
  - マクセルグループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものとする。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- 当社の規模及び業態に鑑み、監査役の職務を補助する使用人は設置していない。  
但し、監査役が補助者を必要とするときは、取締役社長にその旨を連絡し、取締役社長は必要な措置を講じるように努める。
- ⑧ 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役の要請によって、その職務を補助することとなった使用人については、取締役社長から、上長に対して業務上の配慮を要請する。
- ⑨ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 予算の実推進については、適時、取締役社長から監査役に報告する。
  - 各取締役が職務権限に基づいて決裁した文書等については、監査役の要求があればその都度、監査役に報告する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、取締役社長と必要に応じて意見交換を実施する。
  - 監査役は、親会社が実施した内部監査の結果について、報告を受ける。
  - 監査役は、監査及び会計に関する知識の習得に努める。

以上

## 監査報告書

マクセルフロンティア株式会社

代表取締役社長 尾藤 智美 殿

私、監査役は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第5期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2025年5月16日

マクセルフロンティア株式会社

監査役

石山 博之

